

第 3 回

建設小委員会会議録

平成 1 5 年 1 1 月 1 9 日 (水)

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

第 3 回 建設小委員会

日 時 平成 1 5 年 1 1 月 1 9 日 (水) 午後 2 時 0 0 分

会 場 木曾川町役場 3 F 大委員会室

出席委員 (9 名)

委員長	川合 正高	木曾川町議会議員	副委員長	時田 晴彦	尾西市議会議員
委員	梶田 信三	一宮市議会議員	委員	栃倉 勲	一宮市学識経験者
委員	大島千恵子	一宮市学識経験者	〃	宮田 肇	尾西市学識経験者
〃	中島 路可	尾西市学識経験者	〃	五藤 久佳	木曾川町学識経験者
〃	杉本 尚美	木曾川町学識経験者			

議事日程

1 . 開会

2 . 議題

(1) 協議事項

協議建設第 1 号 上・下水道事業 (その 1) について

協議建設第 2 号 建設関係事業について

(2) 提案事項

協議建設第 3 号 上・下水道事業 (その 2) について

協議建設第 4 号 使用料、手数料等の取扱いについて

協議建設第 5 号 補助金、交付金等の取扱いについて

3 . その他

・建設小委員会の日程について

4 . 閉会

森 輝義事務局長

お待たせをいたしました。皆様おそろいになりましたので、ただいまから「第 3 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 建設小委員会」を開催いたします。

それでは、議事に入ります前に、数点確認をさせていただきたいと存じます。

本日の出席状況は、委員総数 9 名のうちご出席が 9 名となっており、小委員会規程第 6 条第 2 項の規定により、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、川合委員長さん、よろしくお願い申し上げます。

川合 正高委員長

皆さんこんにちは。大変皆様方にはお忙しいところ、当小委員会、全員出席していただきましてありがとうございます。

本日は、協議事項につきましては 2 点、また、提案事項が 3 点ほどございますので、いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議願いますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日の議題に入ります前に、先回の協議の中で数点宿題となっていた事項があったと思いますので、事務局より回答、説明をお願いいたします。

事務局。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。前回、委員さんの方から 2 点ばかりご質問があり、宿題となっておりますので、それを先にお答えさせていただきます。

まず、上・下水道料金の改定に伴うこのシミュレーションが出せないのかといったご質問がございました。この件につきましては、まず、その合併後の料金算定をするには、公営企業でございますので、いろいろ経営状態を把握する必要がございます。その経営状態を把握するためには、まず 1 点目といたしまして、執行体制と申しますか、人件費等の積算が必要になってくるということでございます。合併後、水道事業に係る適正人員がいかばかりであるか、そういったことの把握が必要になってくると、これが第 1 点でございます。

次に、第 2 点といたしまして、投資的経費、これがいかほどかかるのかといったことでございます。投資的経費と申しますのは、借入金の支払い利息とか、減価償却費等々でございますが、まず、拡張事業、将来の水需要を予測し、それに対応できる施設の建設、さらに配水管の布設計画等々をどのようにやったらいいのか、これを正確にシミュレーションする必要が出てくるということでございます。

もう一つ、改良事業の投資額、これについても積算が必要になってまいります。合併後、浄水場、あるいは配水場等の改良計画、あるいは老朽配水管の布設計画等の投資額が幾らになるのか、この積算も必要になってまいります。

また、3 つ目といたしまして、経常経費の積算が必要になってまいります。これは人件

費も経常経費といえそうですがありますが、動力費、受水費などの維持管理費の把握を正確にする必要が出てまいります。等々の要因をもちまして、なかなかこの水道事業に関してシミュレーションするのは難しいということでございます。

それに加えて、下水道事業については、これは今日の協議事項で後ほどご説明いたしますけれども、一宮市が企業会計、尾西市、木曽川町が特別会計で運営されております。企業会計というのは、その今まで投資した額のいわゆる減価償却費等が積算されておりますけれども、特別会計においては、それがなされておられません。

よって、尾西市、木曽川町においては、建設段階からの工事費、事務費等の洗い出しが必要でありまして、尾西市においては平成3年から15年度分、木曽川町においては平成9年から15年度分の工事を精査し、資産、経費の把握により、2市1町でスタートしたときの貸借対照表を作成し、その今後の合併後の一つの会計で収支損益はどのように出るのかといった将来の方向性を見出さなければならないということでございますので、申し訳ありませんが、ご要望のシミュレーションというのは、今の段階ではお答えできかねるということで、ご了解を賜りたいと存じます。

もう一点でございます。加入金の考え方が、一宮市は土地に権利がつく、それから尾西市、木曽川町は人につくといった違いがあります。これを1年以内に検討させていただきたいということで調整方針を掲げさせていただいておりますけれども、これについて県内の状況はどうかといったご質問がございました。

それで、本日お配りさせていただいております協議附属資料の上・下水道事業（その2）をご覧いただきたいと存じます。

最後のページ、7ページでございます。「愛知県内自治体加入金（権利）の取り扱い」といった表がございます。権利が土地につくものは、名古屋市、一宮市を初めとして22団体、加入金等の納付者につくもの、これが豊橋市、岡崎市を初め32団体という状況でありますので、よろしく願い申し上げます。

私からは以上でございます。

川合 正高委員長

どうもありがとうございました。

杉本さん、よろしゅうございますでしょうか。

杉本さん。

杉本 尚美委員

先ほどの事務局の説明で、シミュレーションを出すということが困難であるということとはよく理解しました。どうもありがとうございました。

ですが、一つだけ申し上げたいことがあるのですけれども、私たち木曽川町民の水道料金というのは、非常に安く保たれているということを聞いております。その安く保たれている理由を行政の方から伺ったのですけれども、一般会計の方から充てている部分があるということ伺っております。従いまして、数字ということで、やはり一つだけ示していただきたいなと思うことがあります。それは、その持ち出している部分がなかった場合、

実際にその水道料金というのは幾らぐらいに設定するのが順当になってくるのかということで、その料金と、そして現在支払っている料金のその比較を一度したいと私自身思っているんですけども、そういうことは可能なのでしょうか。

川合 正高委員長
事務局。

伊神 正文事務局課長

2市1町いずれも今おっしゃったように一般会計の繰り出しをもって料金を抑えているところがあります。しかしながら、今すぐにそれを抜いて単価をはじき出すということは、この時点ではちょっと無理なものですから、また次回報告させていただくことでご容赦いただきたいと思います。

川合 正高委員長

ほかにございませんでしょうか。追加説明はよろしゅうございますか。

それでは、私の方から木曽川町の特別委員会でもちょっと意見があったことを申し述べさせていただきますと、この調整方針の加入金について、合併時に一宮市の基準に合わせるということについてでございますが、これを木曽川町の場合は、できるだけ土地でなく人をお願いしたいという意見がございました。皆様、その点についてよろしく願います。

私からは以上でございますので、それでは、ほかにご意見ございませんですか。

それでは、早速ではございますが、本日の議題の協議事項第1号の協定項目23 - 23、上・下水道事業(その1)につきまして、議題といたします。

資料の1ページをお開きください。

この件につきましては、前回、10月15日の第2回小委員会において提出されました。ご協議いただいておりますものを各市町へお持ち帰りの上、検討されましたことと思いますので、よろしく願います。

梶田委員。

梶田 信三委員

23 - 23ですね、上・下水道の調整方針、この上・下水道事業の調整方針(1)から(3)、前回、協議の提案ございましたけども、私どもの方としては、この調整方針どおりで結構でございます。でも、ただいま委員長さんの方からお話のあった加入金というか権利の問題でしたね、それは1年以内にとということでございますので、この分については、この調整方針案のとおりで結構でございます。

以上です。

川合 正高委員長

五藤委員。

五藤 久佳委員

先ほどの事務局のお答えのところに、シミュレーションのことで、今の段階では答えられないというご回答がありましたけども、いつの段階でそれを出していただけるかという

ことをお聞かせ願いたいですがけれども。

川合 正高委員長

事務局、お願いします。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。前回提案させていただいて、今日、今回ご決定いただきたいという、この上・下水道の(1)のところで、2年以内にこの2市1町の料金を調整させていただきたいということがございます。先ほど私の方から説明申しましたように、料金を決定するのに、いろいろな要素がございます。これらを合併後2年間かけてということでございますので、お示しできるのは、この2年後ということになってまいります。

川合 正高委員長

五藤委員。

五藤 久佳委員

希望でございますけれども、できましたら、もう少し早く、そういう金額的なもの、大まかでも構いませんので、出していただけると、市民の方、町民の方に早くご報告できて、できれば合併の前にそういうことを知らせることができれば、すごく助かるのではないかと思います。

川合 正高委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

おっしゃることはよくわかります。それから、前回、杉本委員さんがこのシミュレーションを出せないかといったご質問も、できるだけ早く住民の皆様方に、そのあるべき姿をお示ししたいというお気持ちであることは理解いたしております。しかしながら、同じ答えになって申し訳ありませんけれども、いろんな要素があって、合併までにどうしても統一ができないということで、先ほど私の方からご説明させていただいたように、今の現状では合併までにはちょっと無理でございます。お時間を頂戴させていただきたいと思っております。

今おっしゃるように、この合併協議の中で、合併後何年以内というのは、私ども望ましい姿でないことは重々わかっております。わかっておりますけれども、どうしてもやはり物理的に難しいといったことについては、大変、委員さんには申し訳ないことではありますけれども、しばらく時間をお借りしまして、合併後、2市1町の担当、合併後は新しい市になって、一つの組織になるわけでございますが、その中で、できるだけ速やかに統一を図ってまいりたいと思っておりますので、何とぞご理解のほど賜りたいと存じます。

川合 正高委員長

事務局。

山口 善司幹事長

ちょっと補足させていただきたいと思っております。一宮市の助役でございます。

大まかに現状を説明させていただきますと、水道料金は2市1町、大差はございません。ただし、下水については、尾西、木曾川さんは16年4月から新たに供用開始をされるとい

うことですね。一宮市は既に供用開始をしております、現在拡張してきております。そういう関係もございまして、下水道料金についてはかなりのばらつきがございます。尾西さんと木曾川さんは、そう差はなかったと思いますが、一宮はかなり低い下水道料金になっております。さらに申せば、尾西、木曾川さんは16年4月から供用開始されますから、そのあたり、今計画で料金、排水量はまだ現状わからない段階でございます。

従いまして、実際に下水が供用開始して、排水が現に開始されて、半年ぐらい様子を見ないと、実際に現行の、例えば下水道料金でやれるのか、やれないだとか、尾西、木曾川さんですね、そのあたりも踏まえた上でないと、やはりシミュレーションというのは非常に難しいのではなかろうかと。

くどいようですが、水道は先ほど言ったようにそう差はございませんから、現状報告して、一般的にはそれでご納得いただけるのかな思っております。下水については、そういう新たに供用開始される、そういう面もやはり踏まえて実績を見ないと算定できない部分もございますので、下水がそういう面でいけば、かなり遅くなるのではないかなというふうには考えているところでございます。

川合 正高委員長

五藤委員。

五藤 久佳委員

上水道だけでもいいので、2年とは言わず、なるべく早くそういう金額をお示し願えればありがたいと思います。よろしく願いいたします。

川合 正高委員長

一応、これ要望ということで、よろしゅうございますか。

時田委員。

時田 晴彦副委員長

加入金について、別に異存はないのだけど、一宮の場合は簡易水道がある。簡易水道は、今度上水道に至ったときに、どういうふうになってくるか。この加入金もいただいて今簡易水道を一所懸命運営してみえるのだけど、この前の話の中で、恐らく将来的に簡易水道が一つだけ残ることになる、そのときに、簡易水道の組合員の皆さんは、上水道に対して加入金はどうなってくるのかということがちょっとわかってみえるのなら、お話をさせていただきたい。

川合 正高委員長

事務局。

浅野 光幸水道分科会長

現在、一宮市に簡水水道組合があります。これで、私ども長年の話の中で、簡水さんを市の方に統合してくださいというお願いをしておりました。それで、それぞれ簡水さんの生い立ち、経緯もありますもので、長年かかりましたが、最近、その話する中で、一応、配水の中において一番大きな問題は加入金の問題があるということがあります。当然1万何がしのお金が、それぞれの戸数掛けるということになります。これで、そういう状況の

中で一応お話する中で、ある一定期間までに統合するという意思表示をなされた簡水においては、加入金は免除しましょうという話し合いの中で進めました。

それで、一つ、大和町馬引というところの簡易水道組合さんだけは、その話し合いの中で組合員さんがそれぞれ相談された結果、私どもとしては統合の意思は今のところありませんということになりました。ですから、馬引さんが数年先に市の方に何らかの理由によって統合するという話になれば、当然加入金を頂戴しますということでご理解願いたいと思います。よろしくお願いします。

川合 正高委員長

時田委員。

時田 晴彦副委員長

それはよくわかるのですが、要は、加入金はいただかない、免除しましょう、ところが、簡易水道の方の資産はどうなってくるか。これは、当然合併というより、それが吸収されるということになれば、その資産は企業体の方へ入ってくるのか。そのときに、簡易水道の組合で分配されたものがわかった場合どうするか。そこら辺は綿密に皆さん方がお調べしてみえるか、実際に今資産がどのくらいあるかということもよく把握しておかないとね。資産があって加入金だけ免除しますというふうになると、これは大変なことになりますからね。単なるそんな形で免除しますと言うのではなくて。

それと、今簡易水道の場合は、地権者についているのか、人についているのか、そこら辺も明確にしてもらわないと、どういうふうに組織がされているかということも我々はわかりませんから、簡易水道組合が今ありませんから、一宮市さんだけが残ってみえるようですからね、その辺はやっぱり1市1町の方に詳しく説明してもらわないと、この帳面上は、はい、そうですよというわけにはちょっとまいらないところがありますね。そこら辺はやっぱり今後の課題であろうけど、ここは明確にしておかないと、これから、よしんば簡易水道の皆さんがこの企業体の方へ入ってきたときの一つのあれにもなりますから、ここではっきりと、わかっているところで結構ですから。

川合 正高委員長

事務局。

浅野 光幸水道分科会長

今のお話の中で、十分今ここで説明するだけのちょっと資料はありません。ただ、当然一宮市の中の簡水ということですので、加入金の、権利の取り扱いにつきましては、統合されれば当然こっちについてくるというふうで理解しておりますので、よろしくお願いします。

時田 晴彦副委員長

そうすると、要は資産状況はわからないということですね、そのときにならないと。今、現に簡易水道組合の中で、当然資産はポンプ、ボイラーというような形、また、現金がどのくらいということも把握はしてみえるのですか。

川合 正高委員長

事務局。

浅野 光幸水道分科会長

簡水の組合というのは、一応運営管理、組合の方が主でやっているということで、当然私どもも、それなりの指導はしております。それで、細部にわたるまでにつきましては、資料などが今は手元にありませんので、ちょっと報告ということはできませんので、よろしく願いいたします。

時田 晴彦副委員長

できるだけ皆さんに納得できる形で統合していただければいいのですが、後で不平が出るようなことだと大変なことになりますから、そこら辺は一宮市さんだけが簡易水道持ってみえることですから、よく検討されて、後で、合併した方が、そんなことおかしいじゃないかと言われぬように、注意していただいて運営していただきたい。後に対しては、調整方針で私どもは言うことございません。

川合 正高委員長

ほかにございますか。

杉本委員。

杉本 尚美委員

すみません、1点お願いします。調整方針の中で、2年以内に新市において統一するという文言が一つありますけれども、これについては、先回のこの場で五藤委員の方から質問という形で出ましたが、繰り返しになりますけれども、問題意識として一つ申し上げたいことがあります。2年以内に新市において統一するというのは、いろいろな、そのさっき説明がありました水道料金について言いますと、そのもろもろの経営状態を把握するために時間が必要であるということと、あと、合併の期日である平成17年3月の合併を目指すということで、時間的にも非常に厳しいということで、現に先送りというような形をとるしかないと思うのですが、それはそれでいいと思うのです。

ただ、これ、新市に移行したときにどのように決めていくのかということなのですが、これ、ぜひとも合併していく、その新市に移行していく過程の一つととらえまして、その行政と、そして議員さんと住民が入ったような、今のこの合併協議会や小委員会のような機会、その協議会なりをつくっていただくか、そのような場をつくっていただいて、どのように統一していくのかということについて、話し合いの場を持っていただけるとありがたいことを思うのですが、これはどの委員会についても、このような文言がありますので、会議録を私、読ませていただくと、皆さんおっしゃっていることですので、合併作業全体にかかわってくるのだと思いますが、問題意識として一つ申し上げたいと思います。

川合 正高委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

合併のその事務のすり合わせの中で、何度も私、同じような答えして、もう聞き飽きた

とおっしゃる向きもあるかもしれませんが、合併時までには全部の事務の調整が整えるのが、理想であるということでございます。しかしながら、いろいろな要素があってできないこととはご容赦いただいて、2年なり3年なりお時間を頂戴して調整させていただくということで、委員さんのご意見ももっともであろうかと思えます。

これについては、尾西市の中に水道料金等審議会というのが設置されているようでありますので、今後その新市においてどのようにすり合わせるか、今の段階でははっきり申し上げられませんが、そういった第三者機関の意見を聞くというようなことも念頭に置きながら、料金の決定を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

川合 正高委員長

ほかにございませんでしょうか。

中島委員さん。

中島 路可委員

木曽川長の方がおっしゃったことの、ある意味では蒸し返しになるかもしれませんがけれども、心配しておられるのは、特別会計で木曽川町の方がしておられて、そのことを、例えば合併したときに、そういう特別会計の方をどうするかということの議論はしておく必要があるわけですね。

合併したときに、尾西市、一宮市に関しては、かなり、似たような方針で動いていますから、それは、そのままでもいいかもしれませんが、木曽川町に関しては、別の方式を取り入れられているので、それを事務局としてどういうふうに処置していくのかというような一つの基本原則みたいなことになるので、そのことを私、杉本さんが最初のところでも繰り返し質問されていることじゃないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

川合 正高委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

今のご質問であります。実は本日提案させていただく建設第3号の上・下水道事業（その2）、まだこれ協議に入っていませんけれども、この中で、ここの水道事業会計、それから下水道事業会計の2市1町の会計方式が、今現状どうで、今後どうであるかと、今後どうなるかということ、今日、後で説明申し上げますので、議論はそこまで少しお待ちいただきたいと思えますので、よろしく願い申し上げます。

川合 正高委員長

時田委員。

時田 晴彦副委員長

1点確認しておきます。一宮市方式の人につくか土地につくかということなのですが、水道の加入金。要は今現実、一宮市さんは、栄1丁目の土地にだれだれが住んでいるけど、土地の名前で加入されているのか、いや、その土地のだれだれに加入されているのか、そこら辺がちょっとわからないものですから、尾西の場合は個人についていくので

すけど、土地じゃないですから、よしんば土地に、もしくは私が今新たに栄1丁目に土地を購入したと、何も水道ついていませんと、1丁目のときに、申し込みのときは1丁目の土地でいくのか、1丁目に住んでいる時田でございますがというふうに申し込むのか、そこら辺はちょっと私どもわかりませんものですから、そこだけ教えてもらえませんか、一宮の方式。

川合 正高委員長

事務局。

浅野 光幸水道分科会長

基本的には、申込者とか土地の所有者が、同一人というふうに私どもは考えております。それで、借地等のときには、当然その借地の確認というか、その書面上でお借りしておりますということを明確にされて、土地についとるものを払った方ということで私どもは理解しております。

川合 正高委員長

ついでに、今の転売ができるかどうかということなのですが、市の方ではやらないけれども、個人でやっていただくということではできるとか、そういうことも、ついでに一緒に説明していただくとよるしいんですがね。

事務局。

浅野 光幸水道分科会長

私ども、年間で大体その加入金という件数と金額は把握しております。この中で、ある方がAという地点からBの地点に変わられたと。当然、Aの方の加入金の制度はそのまま置いていく、それが年間何件あったということは、非常にその数が少ないということもありますものですが、把握の数字はありません。ただ、今までのその考え、どうなったかということだけの報告の中ですけど、一応変わられた方については、その加入金の権利はそのままその土地に残していかれると。当然、土地を売られるときに、それはついて、新しい方はかわられるというようなことで理解しておりますので、よろしく申し上げます。

川合 正高委員長

時田委員。

時田 晴彦副委員長

それと、今借地の話が出たのだけど、よしんば借地の人が、結局土地を持っている人が出すのではなくて、申し込みに行った人が借地で借りるときは、当然地権者の許可を得て出すのだけど、お金は申込者が出すのか。それとも、そういう場合には、当然、後その人が借地を、よそへ今度行かれたときは、それはどうなるのか。そこら辺のこともちょっとわからないので教えてください。

川合 正高委員長

事務局。

浅野 光幸水道分科会長

借地の場合は、当然、土地の方にお借りしますといった格好でその家を建てられると。

当然、その方が何かの理由で変わられるということにつきましては、当然権利は土地にあるということになりますので、そのまま残しておかれまして、新たにかわられたところで、再度加入金を納められて水道に加入するということになります。

川合 正高委員長

時田委員。

時田 晴彦副委員長

そうすると、よしんばその土地貸した人は、その権利をもらうということですね、借地の場合は。

川合 正高委員長

事務局。

浅野 光幸水道分科会長

そのとおりでございます。

川合 正高委員長

時田委員。

時田 晴彦副委員長

そうすると、これは人についた方がいいというふうになります。これ私いいと思ったけど、そういうふうだったら、あくまでも地主が儲かるような話になります。すべてが地主ばかりならいいのだけど、やっぱりそういうお借りして、賃料の中に水道料金も自分のところを出して、その権利はとられてしまうというふうになると、それはやっぱり不自然です、ちょっと私どもでは理解ができません。よく一宮市さん、これで納得されてやってみえましたね。

それだったら、私今度の場合は、これちょっと考えさせてもらわないといけません。そういう方式ではとても納得できない。それは、やっぱり契約した人にお返するというふうにしていかないと、土地の地主が出していなくて、お借りした借人が出して、そのままよそに移ったときに、その土地についていくなんで、こんなばかな方式はないです。その堂々と一宮市さん、今までやってみえたのか、そこら辺、明確に言ってください。

川合 正高委員長

事務局。

浅野 光幸水道分科会長

先ほども申しましたように、そういう事例が過去にあったかということにつきましては、今手元に資料がありませんし、ちょっとこの場では報告はできないと思います。

川合 正高委員長

時田委員。

時田 晴彦副委員長

それが出てこないと答え出ないよ。そんなことは絶対あるに決まっていますよ、こんな一宮市さんの栄1丁目や2丁目のまちの中で幾らでもあることですよ。それが出ないというのは、このままだったらもう一遍、一からやり直しですよ。そんなものぐらい資料で持つ

てこないといけないよ。そんなことはわかっているはずでしょう。もっと正確に出さないといけないよ。後で問題出るようなことじゃいけない。助役、違いますか。

川合 正高委員長

調整のため、暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 6 分 休憩

午後 2 時 4 5 分 再開

川合 正高委員長

休憩を閉じ、会議を始めます。長時間大変申し訳ございませんでした。

ただいまの時田委員さんの発言につきましては、あくまでもその参考にさせていただいて、1年以内に調整をするということでご理解願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

梶田委員。

梶田 信三委員

すみません、今その調整、それで結構でございますけども、一宮の方式はちょっとまずいというふうに言われましたので、一宮の議員としては、そのまま、はいというわけにはいきません。というのは、例えば権利がその個人についている場合でも矛盾が出る人が多いんですよ。同じ例えば尾西市内でお変わりになってやられるのでも結構ですけども、尾西市から、その土地が権利についているものですから、だから、一宮市の方に引っ越しされますと、加入権を持ってくるわけにはいきませんので、それはまた一宮で加入してただかないかんというので、どっちにしてもやっぱり若干矛盾が出てくると思いますので、これは十分やっぱり事務局の方で調整をしていただきたいと、このように思います。

川合 正高委員長

わかりました。そのほかはございますでしょうか。

ほかにご意見がございませんようでございますので、協議事項第1号の調整方針につきましては、原案のとおり承認するということにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川合 正高委員長

ご異議なしと認めます。

よって、協議建設第1号、上・下水道事業(その1)については、そのように決しましたので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、協議事項第2号、建設関係事業につきまして、議題とさせていただきます。

資料2ページをお開き願います。

当然こちらの方も持ち帰りいただきまして検討されましたので、その結果、ご質問、ご意見をお願いいたします。

建設関係事業につきましては、ご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川合 正高委員長

それでは、ご異議なしと認め、協議事項第2号については、原案のとおり承認していただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川合 正高委員長

異議なしと認めます。

よって、建設関係事業については承認されました。

続きまして、提案事項に移ります。

それでは、協議事項第3号の協定項目23-23、上・下水道事業(その2)について議題とさせていただきますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局。

伊神 正文事務局課長

恐れ入ります。お手元の次第、3ページをお願い申し上げます。

協議建設第3号、上・下水道事業について、協定項目第23-23号、協定項目、上・下水道事業(その2)でございます。調整方針を読ませていただきます。

(1)上・下水道ともに、合併時に会計の統一化を図り、下水道事業については企業会計で水道事業と同様の取り扱いをしていく。

(2)受益者負担金については、合併時に各市町の現行制度を新しい制度に統合する。

(3)給水申し込みに伴う手数料及び排水設備工事の申請に伴う手数料は、合併時に一宮市の制度に合わせるとさせていただきます。

恐れ入ります。お手元の協議附属資料、23-23、上・下水道事業(その2)をお願い申し上げます。

はねていただきまして1ページ、会計でございます。先ほど委員さんの方からご質問があった件でございます。

まず、上水道でございますが、これは、2市1町とも水道事業会計は企業会計方式で会計を行っております。下水道事業は違いがございます。一宮市については下水道事業も企業会計方式で行っております。尾西市、木曽川町については特別会計という方式で行っています。調整方針を見ていただきますと、合併時に会計の統一化を図り、下水道事業については企業会計で取り扱いをしていくといった調整がなされております。

次に、2の下水道の受益者負担金でございます。これも料金、あるいは受益者の考え方が若干2市1町で乖離がございます。

先に調整方針を見ていただきますと、1.単位負担金額を一宮市に合わせる。これは、また後ほどご説明申し上げます。

受益者の定義については、一宮市及び木曽川町の制度に合わせる。これはどういうことかと申しますと、一宮市と木曽川町は、受益者のところを見ていただきますと、区域内の土地所有者、権利者等が受益者であって、受益者負担金をお払いいただくということでご

ざいますけれども、尾西市を見ていただきますと、受益者のところでございますが、区域内の土地所有者、権利者等で下水道を使用する者という点になっております。これを一宮、木曽川の制度に合わせさせていただくというものでございます。

それと、3番でございます。農地以外の一団の土地で1,000平方メートルを超える広大な土地については、その超える部分について10年間徴収を猶予させていただくというものでございます。たくさんの土地をお持ちの方、負担が大きくなりますので、1,000平方メートルを超える分については、10年間でございますが、徴収猶予ということで取り扱いをさせていただこうというものでございます。

4番、農地は、農地以外に転用するまで徴収を猶予するというところでございまして、農地には受益者負担金はいただかないと。農転で地目を変えられるまではいただかないということでございます。

5といたしまして、徴収猶予したのものには報奨金制度は適用しないということでございます。

今の受益者負担金でございますが、恐れ入りますが、5ページ、6ページをお願い申し上げます。

5ページにおきましては、第1回目のこの小委員会でお示しいたしました2市1町の受益者負担金の料金体系でございます。ご覧のように、金額も、それから方式もさまざまでございます。これがどうなるかといいますと、右のページ、6ページをご覧いただきたいと思います。一宮の平米単価に合わせると、先ほど私の方から読ませていただいたとおり、一番右にあります調整方針、ここで一宮の平米190円というのがここで調整方針となされておりまして、ただし、5ページの欄を見ていただきますと尾西市が、19年3月31日までと19年4月1日以降というふうに2段になっております。19年3月までは少し割引と申しますが、早期加入者については少し値引きになっております。それで、19年4月1日以降が、尾西市で考えられた当初の料金体系、受益者負担金でございます。

それで、今回、6ページでお示ししておりますのは、上の方に19年4月1日以降となっておりますが、この尾西市の欄が19年3月31日と4月1日、18年度と19年度と料金が変わっておりますので、19年度以降の尾西市の料金に合わせた19年4月1日以降というふうにお読み取りいただきたいと思います。右の方に1,000平方メートルまで、50平方メートルの9,500円から19万円までの調整方針が出されてございまして、先ほど申しました1,000平方メートル以上は、超える部分については10年間徴収を猶予させていただくというところでございます。

恐れ入ります。お戻りいただきまして、2ページをお願い申し上げます。

受益者負担金の徴収事務でございます。尾西市におきましては、その受益者負担金は一括納付のみでございますので、報奨金制度というものはもともとございません。一宮市と木曽川町については報奨金制度はございます。しかしながら、木曽川町においては、3年前納のみの取り扱いとなっておりますので、これについての報奨金制度がございました。一宮市は、3年前納もありますが、期別ごとの、下の方に前納報奨金という四角でくっ

た欄がございますが、よりきめ細かな期別ごとの前納報奨金が決められております。これが住民の方にとっては、そのきめ細かな方がいいだろうということで、一宮市の制度に合わせるというふうにさせていただいております。

次に、4の取付管布設工事事務でございますが、一宮と木曽川を見ていただきますと、一筆の土地の面積が500平方メートルごとに取りつけ管1カ所を公費で負担いたします。ここまでは無料でございます。ただし、500平方メートルで、もう1カ所つけたいといった場合は実費を頂戴するといった方式でございます。尾西市においては、面積にかかわらず、すべて公費負担ということでございます。2カ所目からは、1カ所11万円の料金を頂戴するといったことございまして、これは一宮市の制度に合わせるという調整になっております。

じゃ、なぜこれは一宮市、木曽川町ではないのだということでございますが、恐れ入ります、先ほどの6ページをお願い申し上げます。その表の欄外、一番下に、米印で「木曽川町のみ接続ますの設置工事費（約5万円相当）が公費負担となっている」ということになっておりますが、これについては、今回のその受益者負担金のその調整がなされたことによって、公費負担ではなく、受益者、加入申込者の実費負担をいただくといったことに調整がなされておりますので、一宮市の制度に合わせるという表記にさせていただいております。

3ページをお願い申し上げます。

加入申し込みに伴う手数料ございまして、これも一宮が設計審査手数料4,200円、あるいは尾西市が設計額の100分の3、平均でございますが、概ね2,000円程度でございます。木曽川町は、口径25ミリまでは500円、25ミリを超えるものは1件1,000円となっております。これについては、一宮市の制度に合わせるということになっております。

これは前回、加入金と、それに伴う配水管布設工事のところでご説明申し上げましたように、配水管布設工事については、一宮が84万円までは無料ということになっておりまして、ほかの1市1町と比べますと、かなり有利な制度になっております。ですから、これをもちまして、手数料については、一宮は高いのでございますが、受益者負担金の考えをもちまして4,200円を頂戴したいというものでございます。

なお、調整方針の受託工事制度は、経過措置期間1年を設けて廃止するといったことが書いてございますが、これは、尾西市、木曽川町は受託工事制度で「あり」となっておりますが、申込者と行政の間に受託工事を受ける工事屋さんが入るといったことで、受託工事制度というのを設けて……、大変失礼いたしました。私の説明に誤りがございました。申込者、市民と業者の間に行政が入るとというのが受託工事制度で尾西市と木曽川町に「あり」となっております。一宮市は、この制度は行政が介入しておりませんので、この制度はございません。この制度については、1年間の経過措置をもちまして廃止をさせていただこうと思っております。どうも申し訳ありませんでした。

次に、6の給水装置工事事業者の指定等事務でございます。水道工事の方ですが、これは一般の住民の方ではなく業者さんの話でありまして、指定給水工事事業者の手数料とし

て、申込時に1万円を頂戴するというのが一宮、尾西の方式でございまして、木曾川町は5,000円でございます。これは一宮、尾西の制度に合わせさせていただこうというものでございます。

それから、7の排水設備工事の申請に伴う手数料でございますが、これも、先ほど5の水道と一緒に、下水道の方の手数料でございます。これも受益者負担金の考えで、一宮の方式で頂戴しようということでございますけれども、一宮の欄の一番下、取付監理手数料（基準以外）となっております。先ほど4のところでご説明申し上げました取付管布設工事事務のところ、500平方メートルまでは公費負担で無料でございます。この500平方メートルまでのことについては、この取付監理手数料というのは必要ございません。そのほかに、500平方メートルでもう1本欲しいといった場合に、基準以外と書いてございますけれども、1件につき8,400円の取付監理手数料を頂戴しようというものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

8の下水道排水設備指定工事店の指定等事務でございます。これは、6の水道と一緒にございまして、業者さんの指定手数料の件でございます。若干これも乖離がございますけれども、合併時に一宮市の制度に合わせるという調整をさせていただいております。

すみません、途中间違えまして申し訳ありませんでした。私からの説明は以上でございます。

川合 正高委員長

ただいま説明がございました。これに対しまして、何かご質問はございますでしょうか。それでは、ご質問もないようでございますので、お持ち帰りになりまして、次回までにお考えをまとめていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、協議事項第4号、協定項目15、使用料、手数料等の取扱いについてを議題いたします。

事務局、説明の方をお願いしたいと思います。

伊神 正文事務局課長

次第の4ページをお願い申し上げます。

協議建設第4号、使用料、手数料等の取扱いについて、協定項目第15号でございます。調整方針を読ませていただきます。

(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一または類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。

(2) 手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一する。

恐れ入ります。協議附属資料、使用料、手数料等の取扱いをよろしくお願い申し上げます。

はねていただきまして、1ページでございます。

細かい表がいろいろ載っておりますが、道水路の占用料でございます。これは、一般の住民の方にはほとんど関係がないと申しますか、いわゆる業者さん、あるいは事業者が行政に支払うものということで、一般の方はほとんど関係がないものであろうかというふう

に思っております。この道水路占用料については、合併時に一宮市の事業（制度）に合わせるということで調整がなされております。

はねていただきまして、3ページをお願い申し上げます。

下段の方に公園使用料となっております。都市公園内における行為と書いてございますが、いろいろ、業として写真撮影を行う場合、あるいは興業、競技会、展示会を行う場合のその料金が決められております。これも合併時に一宮市の事業（制度）に合わせるというふうにさせていただいております。

その4ページにも、公園施設の設置、1平方メートル1年につき3,600円、これは何かと申しますと、管理者以外が公園内に設置する自販機等のことのようにございます。そうしたものについては、年間これだけ料金をいただくといったものでございます。公園施設のその下の管理となっておりますが、建築物、あるいは建築物以外るとき、一定料金が定められておりますけれども、今現状の一宮市ではこの例はございません。

次に、その下の自動車整理場使用料、いわゆる駐車場でございます。一宮市には、この4ページの銀座通公共駐車場、駅東の地下駐車場、はねていただきまして、5ページ、6ページに、栄、本町、大宮といった駐車場がございます。これについては現行のままということでございます。6ページにつきましては、ツインアーチ138、あるいは大野極楽寺公園の管理棟というのがございます。この使用料を掲載させていただきまして、これは、もちろんこのままの料金でお使いいただけるというものでございます。

7ページ以下、使用料、手数料等の取扱いでいろいろ書いてございます。例えば、優良宅地造成申請手数料というものがございますが、これ以下は一部を除き一宮市のみ、特例市でやっている事業ということで、特例市に与えられた事業の中の手数料でございます。尾西市、木曾川町にはございません。調整方針として、一宮市の制度（料金）に合わせるということで、7ページから14ページまでいろいろ書いてございますが、一部を除き一宮市しかやってございませぬので、一宮市の制度（料金）に合わせるというふうにさせていただいております。

説明は以上でございます。

川合 正高委員長

何かご質問ございますでしょうか。

時田委員。

時田 晴彦副委員長

これは一宮市には関係ございませんけども、ちょっと尾西市のバーベキューのところ、これ出ていないのだけど、今ある富田山の公園なんかは、どうしてこれ調整の方に書いていないのかな。ゼロになっている。なしか、ちょっとつけとかないと都合悪いでしょ、使用料取っていないけど。

なしでいいのか。

川合 正高委員長

事務局。

石田 卓建設分科会長

尾西市さんの富田山につきましては使用料取っていないそうでございます。ここに占用料としては上がっておりません。

時田 晴彦副委員長

現行どおりとなると、一宮市さんの500円というふうになってしまうのではないかなというふうに思うけどな。

石田 卓建設分科会長

合併して統一を図るということですね。

時田 晴彦副委員長

だから、なしならなしでやっぱり書いておかないと。

石田 卓建設分科会長

ですから、これは大野極楽寺公園のバーベキューハウスだけでございますから、また、その後は協議をしてどう扱うかだと思いますけれども。

時田 晴彦副委員長

まあ、現行どおりなら、そのままこっちの値になると思うけれども、だから、施設としてあるということを明記しておかない尾西市が悪いということだよ。

川合 正高委員長

事務局、お願いします。

伊神 正文事務局課長

一宮市にもほかに無料の施設ございますので、ここに関しては、有料の施設で、今申しましたように、大野極楽寺公園の使用料がこうだというふうにご理解いただいて、これに載っていないその他の無料の施設については、そのまま無料ということでご理解賜りたいと思います。

時田 晴彦副委員長

そうやって説明してもらおうとよくわかる。

中島 路可委員

いや、でもそれはね、アスタリスクか何かをつけて、その他の施設、無料の施設については別途とか何とかというコメントを入れておく必要があるのと違いますか。後でわけがわからなくなります。

川合 正高委員長

中島さん、今日はいいと思います。

中島 路可委員

はい、わかりました。もう結構です。

川合 正高委員長

よろしいですか。

栃倉委員。

栃倉 勲委員

すみません、私の方から1点だけお聞かせいただきたいんですが、道水路の占用料が一宮、尾西に関しましてはほぼ同額で上がってきておりますが、木曾川町だけは値段的には安いのですが、すり合わせの段階で、すべて一宮の事業（制度）に合わせるということになっておりますけれども、その費用的なものを考えた場合には、木曾川町の方が安いという部分があるのですが、これは市民生活というか、市民に直接というよりも、事業者ということで先ほど説明あったものですから、一宮の制度でもいいのかもかもしれませんが、そのあたり、いろんな議案で費用が安い方というふうすり合わせをした例が多かったものですから、今度ちょっとそこが気になりましたので、よろしく願います。

川合 正高委員長

事務局、願います。

石田 卓建設分科会長

確かに、この表見ていただきますと、木曾川町の方が若干安い部分がございます。ただ、絶対数の数から申しますと、飛び抜けて一宮が多いわけございまして、金額も一宮市にすり合わせるというふうで我々としては決めました。因みに一宮市で申しますと、道水路の占用料、先ほど事務局が申しましたように、ほとんどが大口は事業者でございます。個人が現在417名で2,200万円でございます。それから、大きいものとしましては、東邦ガスさん、それが6,080万、N T Tが5,100万、中電が3,100万と、これらが大きなものでございまして、ほとんどそういう事業者からの収入でございまして、一般の方は少額だと思っております。よろしく願います。

栃倉 勲委員

結構です。ありがとうございました。

川合 正高委員長

ほかにございませんでしょうか。

中島委員。

中島 路可委員

質問に近いのかもしれませんが、3ページ目の公園使用料の方ですけども、業として写真撮影を行う場合、これ規則になってしまうと、公園で写真撮るのも有料かということになるわけですが、この1人1日というのは、どういう基準で、どういう立場の人が使われるときの使用料になるのですか。

川合 正高委員長

事務局、願います。

堀尾 周良一宮市建設部公園緑地課長

公園で業として写真撮影をするということは、写真屋さんがお金を取って皆さんの写真を撮るといふ、そういうような業で写真を撮るとき、そういう場合は有料ということで使用料をいただくということでございます。公園を利用される方が一般に写真を撮られることとは違いますので、よろしく願います。

川合 正高委員長

中島委員。

中島 路可委員

そうしますと、1人というのは写真屋さん、業者がやると。わかりました。

川合 正高委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご意見もございませんようでございますので、次回までこの件についてもお考え
いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、協議事項第5号の協定項目17、補助金、交付金等の取扱いについてを議題とさせて
いただきます。

事務局より説明を願います。

伊神 正文事務局課長

5ページをお願い申し上げます。

協議建設第5号、補助金、交付金等の取扱いについて、協定項目第17号。調整方針、読
ませていただきます。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。

(1) 2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、
できる限り早い時期に統一の方向で調整する。

(2) 各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう
に調整する。

(3) 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。

協議附属資料17、補助金、交付金等の取扱いをお願い申し上げます。

この補助金、交付金等の取扱いについては、すべての小委員会がそうでございますが、
ジャンルによっては膨大な補助金等がございます。それを一覧に掲げさせていただきまし
て、その中で特に市民生活にかかわるものを中心に別掲させていただきまして、ご説明申
し上げるといことでお願いしたいと思っております。今回については、2ページにあります8
行にわたって書いてございます補助金、交付金等の取扱いの中から、一番下の民間木造住
宅の耐震改修について、1ページの方に掲げさせていただきましてご説明したいと思いま
す。

まず、その中で、2ページの2番目の土地改良事業というのが一宮と尾西市の方でござ
います。これは、土地改良の組合の方で実施してみえるものに対して補助金を出している
ものでありまして、木曾川町の方では土地改良をやっていないのではないかとということが
木曾川町の委員さんの方から意見が出まして、ちょっと事前に調べさせていただきました。
この補助金としては出ていないのでございますが、町が主体となって今土地改良を進めて
おみえになります。現在のところは、土地改良の用排水路の機能確保のための改修整備の
事業を行っておみえになるということでございますので、14年度の決算額が460万ほど費用
をかけて行っているということでございますので、つけ加えさせていただきたいと存じま
す。

それでは、1ページの木造住宅耐震改修補助でございます。これは、一宮と尾西で行っている事業でございます。昭和56年以前の旧基準で建てられた木造住宅の耐震改修をするために、必要な経費に対して補助金を交付するといったものでございまして、一宮、尾西でやっておりますが、補助金額のところを見ていただきますと、一宮市は60万円以内、尾西市においては、費用の2分の1かつ上限60万といった表現になっておりまして、若干の違いがございます。

これは、どういうことかといいますと、例えば、尾西市で100万円の改修工事をされたとしますと、2分の1が補助率でございますので、100万の工事ですと50万円、尾西市の方から出るということでございまして、50万円の工事をされた場合は2分の1の25万円ということでございます。これを一宮市の方の制度にしますと、100万円の工事をした場合は、2分の1という縛りがございませんので60万円でございます。それから、50万円の工事をされた場合は、これも2分の1がありませんので、50万円出るといったようなことで、一宮市の制度の方がより有利ということでございまして、合併時に一宮市の制度に合わせるといふふうにさせていただいておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

川合 正高委員長

ただいま説明が終わりました。これに対して何かご質問等ございましたらよろしく願いします。

時田委員。

時田 晴彦副委員長

2ページの方に、一宮市さんだけが私道の整備やってみえるけど、これは素晴らしいことだと思うのだけど、これ、やっぱり基準とかそういうものがあって、そういうことがわかってみえたら、ちょっと教えてもらおうと、これは当然、合併時になると、このまま生きてくるのかな。

川合 正高委員長

事務局。

石田 卓建設分科会長

建設部の石田でございます。

当然いろんな決まりがございまして、最終的なお話を申しますと、これは合併時には廃止をする方向で、そうしたいと考えておりますので、よろしいでしょうか。

時田 晴彦副委員長

それなら、言ってもらわなくてもいいよ、ありがとう。

川合 正高委員長

梶田委員。

梶田 信三委員

すみません、合併時に廃止するとおっしゃったので、ちょっとお聞きしたいのですが、逆に一宮市内には、結構その制度で道を改修したところがあるのですが、尾西市

さん、木曾川町さんはやっておられないことですから、要望はあるのではないかなというふうに思うのですが、それを廃止するという事は、調整方針には何も書いていないのですが、そういう方針ですか。

川合 正高委員長

事務局。

石田 卓建設分科会長

一宮の石田でございます。

今申しましたように、合併時に廃止するという方向で、といたしますのは、住民の方にとっては大変いいものかもしれませんが、その年間の利用率が本当に少なくございまして、本年度はゼロ件でございまして、去年は5件ございました。これは、事業費の3分の2を補助するという事で、3件か4件一緒に宅地開発をして道路をつくったと、そういうときに、側溝とか舗装の費用を負担するわけなのですが、現在はほとんどそのつくられるときに一緒にしてしまって、費用の中にオンされるというようなのが多いようございまして、利用が極端に最近は少ないようございまして、廃止をお願いしたいというふうに考えております。

梶田 信三委員

わかりました。というのは、実は個人的なことっては申し訳ないのですが、私の家のちょっとそばでは、それを利用してやられたところがあるのです。それで、今おっしゃるように、制度発足は10何年前ですよ、確かこれは。そのときは若干ありましたけども、大分それおっしゃるように、そういう整備もされてきますので、ないかもわかりませんが、その尾西市さん、木曾川町さんの状況がどうかわかりませんが、一宮はその制度があったから、それを利用してという方向になってきましたけど、尾西市さん、木曾川町さんは、それはもしあれば利用があるのではないかなという気がしますので、もうちょっと一回その辺も決めていくあたり、もうちょっと検討してください、お願いします、是非。

川合 正高委員長

時田委員。

時田 晴彦副委員長

そういうふうに梶田委員さんに言ってもらうとありがたい。それは当然、尾西市もまだいっぱいあります。実際は自分のところで今建て売りの分譲地の中とか、また私有地になって、そのままほおってあるところがいっぱいあるものですから、当然これを上げていただければ、これは目玉になると思うのです。だから、これを廃止と言われたら、私たち引き下がらなければいけないけど、今、梶田委員さんが、これはやらなくてはならないと、目玉のことですから、でき得れば、生かしていただけるような努力をお願いしたいと思います。

川合 正高委員長

事務局はよろしいですか。

事務局。

石田 卓建設分科会長

尾西市さん、木曾川町さんが、こういう事業を適用されていませんから、そういうお話になるかと思いますが、昨今の状況を見ますと、1,000平方メートル以上の開発行為、その道路はすべて開発者に許可条件の中で乗ってきますから、道路は整備されます。3戸以上連檐してどうのこうのという内容がございませぬけども、3戸以上連なっていないと、この事業の適用が受けられないわけなのですが、最近はそのようなのが本当に少なくなりまして、先ほど時田委員がおっしゃるように、再度検討を……

時田 晴彦副委員長

お願いしたい。

石田 卓建設分科会長

はい。

川合 正高委員長

時田委員。

時田 晴彦副委員長

これは、現実に私のところ、まだあるのですよ。申し出があるのだけど、尾西市はないものですから、自分達でやれということ、なかなか3軒が200万かかるものに対して出すことによって、もう躊躇して、一軒でもペアになればもう終わりですから、こうやって補助が出るよとなると、気持ちよくもう市の方へ陳情来ませんから、これは私にしたら、あなたたちでやりなさいと、冷たくあしらわなくてもいい制度ですから。

あくまでも私どもの方は、いっばいまだ古い宅地開発したものを放置して砂利道のままがありますから、それは何でしてもらえないかということ、私有地だからやってあげられないのですよ、やわらかくお断りしているのですけど、この制度をぱっと上げてもらうと即有効になりますから、こういういいものは、当然、梶田委員がぱっと言われたものですから、私ども感謝して、気持ちよく上げていただければありがたいと。

川合 正高委員長

それでは、事務局の方でご検討していただくということで、よろしく願いいたします。ほかにございませぬでしょうか。

五藤委員。

五藤 久佳委員

資料の2ページ、建設の補助金、交付金等の取扱いのところ、私のちょっと記憶の間違いかもしれませんが、一宮市さんの制度で、屋上緑化に対しての補助金があったような記憶があるのですけども、それは今どういうふうになっていらっしゃるのでしょうか。

それと、もう一つ、都市景観形成事業助成金、これに関してどういうものであるかということをお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

川合 正高委員長

事務局。

堀尾 周良 一宮市建設部公園緑地課長

一宮市の堀尾です。屋上緑化の補助金の制度につきましては、その補助金の制度はございませんということで、よろしく申し上げます。

川合 正高委員長

事務局。

石田 卓建設分科会長

一宮の石田です。今、委員おっしゃった都市景観条例の件でございますけども、一宮市は都市景観条例をつくっております、これに該当するものについて助成をします。例えば、今駅前のシンボルロードがございます。そこでそういう都市景観の条例にあの地域はなっております、それに該当しますと助成を出しております。例えば、壁面をその決められた色に合わせていただくとか、道路からセットバックをしていただくとか、そういういろいろなものがございますけども、そういうものに該当しますと助成を出しております。因みに、今年度はまだございません。

川合 正高委員長

五藤委員。

五藤 久佳委員

ありがとうございました。先ほどの屋上緑化の件ですけれども、まだ一宮市あたりでは地球温暖化という、そういう地球的規模の問題というのは深刻ではないのかもしれませんが、名古屋市とか、もう都市部の方ではそういう制度もできていると思いますので、この際、もしそういうことをお考え願えればありがたいなという意味で、一度ご検討願いたいと思います。よろしく申し上げます。

川合 正高委員長

一応これは要望事項ということでよろしゅうございますか。

五藤 久佳委員

はい、よろしく申し上げます。

川合 正高委員長

ほかにございますでしょうか。

宮田委員。

宮田 肇委員

要望事項でございますが、今日の議題とはちょっとかけ離れているかもわかりませんが、この東海地震なんかに対して、この地域はその強化地域に指定されていないんですけど、上水道の配水管等が相当量埋管されているわけなんです。そういうものに対する耐震化が、豊田市さんあたりでは現在どんどん進んでいるわけなんですけど、そういうものについて、ひとつこの2市1町でまたご協議をお願いしたいと、耐震化に向けての。その点を検討していただきたいということをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

川合 正高委員長

事務局の方、お願いします。

浅野 光幸水道分科会長

委員のご質問ですけど、地震に対して、どの程度まで耐え得るかということなのですが、最近のその阪神大震災みたいに大きなやつとは別に、まず一般的に地震に耐え得るだろうという中で、ビニール管とかダクタイル鑄鉄管とかいうふうにあります。それで、これは一宮の例に例えますと、石綿セメント管、当然古い管です。それから、一宮の旧市街地に入っている鑄鉄管も古い管です。こういうようなものが、地震が起きるときに、まず一番先に問題になるだろうと考えられます。今、一宮としましては、そういう古い管を新しい管に変えて、地震に対応できる継ぎ手を持っている管を採用しています。

当然、今後2市1町という話の中で水道管を整備していくという中にありましても、それに対応するような管を考えながら整備していくのがこれからの仕事かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

川合 正高委員長

よろしゅうございますか。

宮田 肇委員

はい。

川合 正高委員長

ほかにございますでしょうか。

はい、大島委員。

大島 千恵子委員

すみません、ちょっとお聞きしたいのですが、その耐震の補助金のことなのですが、それは現実に使われたことはあるのでしょうか。その補助金60万円出して耐震改修をされた方ですね、そういう方が実際にあるかということをお聞きしたいのですが。

川合 正高委員長

事務局、答弁をお願いします。

沢田 充孝一宮市建設部建築指導課長

一宮市の沢田でございます。よろしくお願いします。

今ご指摘のお話ですが、まず、耐震の改修の前に診断ということがございまして、それは補助制度もございまして、14年度から行っております。そちらにつきましては、ある一定のものを専門の方々に一度耐震診断をしていただきまして、一定の条件というものを設けまして、その条件で安全かどうかという判断をいたしております。当然その評点が悪いものにつきまして耐震改修の補助を出すということで、とり行っているということですが、補助金につきましても、今年度、一宮市は当初予算5件、それから尾西市さんは3件というようにお聞きしておりますが、それだけが今年度の耐震改修の実績ということになります。

金額につきましては、当然、工事金額がいろいろあるかと思いますが、今のところ一宮市に出されています平均的な金額ですと、大体1件当たり200万ぐらいというようなこと

になっておりまして、当然、限度額は60万ですので、限度額いっぱいの60万を、工事された方にお支払いをするということになっております。

それで、あと一宮市につきましては、今12月補正でもちまして3件の追加補正ということで考えておりまして、それをお認めいただきますと、今年度が改修につきましては、一宮市が8件、尾西市さんが3件ということになるかと思えます。

大島 千恵子委員

ありがとうございました。

川合 正高委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご意見もないようですので、お持ち帰りの上、次回までにお考えをまとめていただきますよう、よろしく願いいたします。

続いて、次第3、その他について、事務局よりご説明を願います。

森 輝義事務局長

それでは、6ページ資料6をご覧ください。その他につきまして、ご説明を申し上げます。

次回「第4回建設小委員会」は、平成15年12月18日木曜日午前9時半から、この場所から変更いたしまして、一宮地場産業ファッションデザインセンター2階第1会議室を予定しております。また改めて文書でご案内申し上げますので、よろしく願いいたします。

その他につきましては、以上でございます。

川合 正高委員長

事務局の説明が終わりました。

本日予定いたしておりました議題はすべて終了いたしました。大変ご熱心なご審議、ありがとうございました。

以上をもって閉会といたします。どうもありがとうございます。

午後3時34分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成15年12月4日

会議録署名委員 川 合 正 高 （自署）